

個人情報保護委員会（第238回）議事概要

- 1 日 時：令和5年3月29日（水）15：00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、吉屋参事官、
栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、
石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

- (1) 議題1：令和5年度個人情報保護委員会活動方針（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長から「令和5年度は、いよいよ地方公共団体も含めた個人情報保護制度が一元化されるほか、日本がG7ホスト国となり、当委員会もG7ラウンドテーブルを開催予定であるなど、当委員会の活動はより一層重要となっていく。令和5年度においても、当委員会が個人情報保護制度の司令塔としての役割を果たせるよう、活動方針に沿って着実に進めていきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- (2) 議題2：「犯罪予防や確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」
報告書（案）に関する意見募集の結果及び報告書について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長から「今回有識者検討会報告書案について291件もの多数のご意見をいただいた。有識者検討会報告書は、それらを含めてまとめられたものであり、ご意見をくださった方々、また有識者検討会の構成員の皆様には深く感謝を申し上げたい」旨の発言があった。

中村委員から「有識者検討会報告書は、カメラ画像処理技術の進歩とその応用の要請の高まりの中、技術の活用に対する懸念も増えている状況において時宜を得たものであり、これを当委員会の文書として公表し、広く周知していくべきであると考え。このため、タイトルについては、今後国内外に本文書を広報していくにあたり、内容がより分かりやすくなるよう『犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について』とするのがよいと考える」旨の意見があった。

丹野委員長から「有識者検討会報告書は、事業者による顔識別カメラの利用が広がりつつある中で、それらが犯罪予防、安全確保の目的のために有効であっても、一方で、カメラの性質上、受忍限度を超えるプライバシー侵害が懸念されることから、事業者に個人情報保護法の遵守はもとより、肖像

権・プライバシー侵害を生じさせないための観点から、透明性の確保や適正な運用等について、留意点を示したものになる。顔識別カメラの犯罪予防、安全確保のための利用については、有識者検討会報告書の中でも触れているが、まだ社会的な共通認識と社会的理解が形成されておらず、国際的にも適切な利用について模索している状況といえる。その中で、このような検討を行ったことは、当委員会が、我が国の個人情報保護制度の司令塔としてデジタル社会の信頼の土台の役割を担っていることによるものであり、今後はQ & A等も活用して広く周知を図りたいと思っている。また、カメラ画像の利用等に関して、更なる様々な展開が予想されるのであれば、更に必要な検討を行うことが肝要と考える。このため、当委員会において、犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用に関する文書を決定するにあたり、有識者検討会報告書の冒頭に有識者検討会実施の経緯と今述べた今後の展望について、『はじめに』として記載を加えるべきと考える」旨の意見があった。

本議題については、委員会審議における意見を踏まえ、記載内容を追加・修正することとなった。

- (3) 議題3：地方公共団体等における令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた委員会の本年度の取組及び次年度の対応の方向性について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「地方公共団体における法施行条例案の議会への上程予定時期については、本年度、これまでも2度、事務局から状況報告があったが、今回は、1月時点で、全国全ての都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合において年度内に法施行条例の整備がなされる予定であると確認されたとの調査結果をはじめ、改正法施行を控えた地方公共団体等に対する令和4年度の取組の実績についても、数字等を交え、報告を頂いた。この1年間を通じて、3つのテーマを掲げて対応を進めたとの報告があったが、改正法施行準備を当委員会が地方公共団体とまさに伴走しながら推進するにあたり、地方公共団体からの優秀な出向者の方々に多大な貢献をいただいたことに感謝申し上げます。

例えば、出向者が担当する地方ブロック担当窓口での相談・照会への回答件数と、法施行条例案の事前確認依頼への対応件数を合計すると約6,500件にのぼるといった事実から分かるように、各団体それぞれの状況や関心に寄り添いつつ対応してきていただいたものと高く評価している。このように地方公共団体からの出向者の方々の貢献を得ながら、事務局が総力を結集して培ってきた地方公共団体との信頼関係は、当委員会にとって貴重な資産であり、今後この資産にさらなる磨きをかけていくことが重要であると考えます。そのための筋道も説明の中で示されていたことは大変心強く思

う。いよいよ、改正法が全面施行となる4月1日が目前に迫っている。今後、まず、事務局においては、全国の団体における法施行条例が、法の施行時に制定されているかどうかの状況把握を行うとともに、早期の委員会への報告を行っていただきたいと思う。その上で、仮に、法施行条例について未整備の団体が存在した場合、それらの団体に対し、早急に是正を図っていただくよう促すなどの対応を行っていく必要があると考える。また、『改正法の施行はあくまでも出発点』との話があったが、例えば、地方からの相談・照会内容も、これからは、法や条例の運用へとフェーズが切り替わることになる。令和5年度も、各地方公共団体等との更なる信頼関係構築に努めるとともに、各団体において、適正かつ円滑な形で法の運用がなされるよう、適切な助言や制度の浸透に向けた情報発信等を展開していくことを期待する」旨の発言があった。

原案のとおり、進めることとなった。

- (4) 議題4：預金保険機構（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する事務）の全項目評価書（金融機関からの個人番号の入手方法の追加に伴う評価の再実施）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長から「今般の事務の変更により、被災者が、自分の預貯金口座の情報の提供を申し出る際に、必ずしも個人番号を提出する必要がなくなるため、申し出ができる機会や場面が増えることとなる。昨年10月に当委員会では審査・承認した際にも述べたが、本件は、災害時という限定的な状況下で行う事務であるため、実施に当たっては、特に委託先となる多数の金融機関を適切に監督するよう重ねて求めたい」旨の発言があった。

本評価書について承認され、預金保険機構に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

- (5) 議題5：地方公共団体等を対象とする施行状況調査（案）（令和6年度以降実施）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

梶田委員から「令和5年4月1日から改正個人情報保護法が全面施行され、これまでそれぞれに独自の条例に基づいて個人情報を取り扱われていた地方公共団体等に一律の規律が及ぶこととなり、国の行政機関等も含めた全ての公的機関を対象とする統一的な調査が初めて実施されることとなる。この施行状況調査は、法の運用のあり方や将来の改正を巡る議論を行う上で欠かすことのできない重要なものであることから、令和6年度から円滑に実施できるよう準備を進めていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- (6) 議題6：令和5年度の実地調査及び立入検査計画（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

- (7) 議題7：釜石市に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく行政上の対応について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「本件のような行為を結果として招いてしまった釜石市においては、特定個人情報の取扱いに係る安全管理措置に不備があったものと認められる。釜石市においては、職員に対する監督や教育・研修、定期的な監査等、『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に定める安全管理措置を適切に講ずることが必須であると考えます。また、釜石市のみならず、全ての地方公共団体においても、本件の状況も踏まえ、引き続き、ガイドライン等に基づき、特定個人情報の適正な取扱いの確保を行っていくことが重要である。今後、地方公共団体と円滑なコミュニケーションをとりつつ、地方公共団体向けの研修、説明会等での周知徹底の強化を図っていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定し、必要な手続きを進めることとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

- (8) 議題8：監視・監督について
※内容について非公表

以上